

4月1日から 自転車等放置防止条例が 施行されます

歩行者の安全確保や美しい都市景観を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

撤去区域 市内全域

撤去の対象 自転車と原動機付自転車（50ccバイク）

撤去される日 対象の自転車と原動機付自転車に、放置に対する警告札を取り付けた日から数えて8日目。ただし、短期間での撤去が必要となる場合は、告示を行い、撤去します

引き取る時の費用 撤去や保管にともなう費用を支払っていただきます。自転車1台につき1500円、原動機付自転車1台につき3000円です。盗難といった特別な理由がある場合は、無料となる場合もあります

問い合わせ まちづくり支援室生活安全係 ☎8249



自転車の放置に対して、速やかな移動を促す警告札



総社駅で、放置自転車の状況を確認

全係に連絡をお願いします。放置の状況を確認して、その場所を管理している担当の部署と連絡を取りながら対応していきます。

林 市民への周知は、どのように行われていますか。

安延 広報紙のほかにも、ポスターを作って公共施設や学校に掲示しました。また、ケーブルテレビの回覧板チャンネルや市のホームページでもお知らせしています。また、交通安全教室や出前講座、パトロールなどの機会にも、市民の皆さんにお知らせしていくことにしています。

林 良い制度ができたと思います。でも、みんながマナーを守ること

で、こうした放置自転車がなくなることが理想なのでしょうね。特に、駅の周りには駐輪場がありますので、利用してもらいたいと思います。それと、話は変わりますが、以前、私の自転車が盗難に遭ったことがあります。放置自転車のなかには、こうしたものも多いのではないのでしょうか。自分の自転車が盗難に遭わないように、日ごろの心掛けも大切ですね。

安延 確かに放置してある自転車のなかには、盗難の被害に遭ったものも多くあります。盗むほうが悪いのは当然ですが、皆さんが大切に乘っている自転車です。自分ですぐに被害に遭わないような対策を取っ

ていただくをお願いします。

林 かぎをかけるのは、言うまでもないことですね。

安延 はい。自転車を置いてその場を離れるときは、必ずかぎをかけてください。できれば2つ以上かけていただくと、被害に遭う確率はかなり低くなります。

林 防犯登録の制度もありますよね。

安延 防犯登録は、できるだけ行っていた方がいいですね。登録がしてあれば、市が放置自転車の撤去や処分を行うときにも、持ち主に返すことができます。登録は自転車の販売店で、1台500円でできます。

（次ページへつづく）



4月1日から、総社市自転車等放置防止条例が施行されます。この機会に、あらためて自転車に乗るときのルールやマナーについて考えてみよう、と、市政モニターの林和子さん（南溝手）が、まちづくり支援室の安延孝明室長にインタビューを行いました。

の マナーと ルール

対



談

●市政モニター
林 和子 さん

●まちづくり支援室
安延孝明 室長



ノー 放置自転車

林 「広報そうじゃ」の2月号に、放置されている自転車や原動機付自転車が撤去されるようになることが載っていましたね。

安延 はい。歩行者の安全確保や美しい都市景観を守るため、条例を制定しました。4月1日から、放置されている自転車や原動機付自転車は、警告札を取り付けた日から原則として7日を超えると撤去します。撤去したものは、原則として6か月間保管します。この間に引き取り手が現れない場合には、市で処分することになります。対象となる場所は、市が管理する道路や公園、駅前広場などの公共の場所です。

林 駅前広場や歩道などに放置してある自転車をよく見かけます。やめてもらいたいですね。こうした放置自転車を撤去してもらうには、市役所のどこの窓口にお問い合わせしたらいいのですか。

安延 まちづくり支援室の生活安